

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という。)は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における安全保障輸出管理(国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる技術の提供及び貨物の輸出の管理をいう。以下「輸出管理」という。)に関する基本方針を定め、輸出管理体制を整備することにより、輸出管理の適切かつ確実な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、本学が行う非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。)第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。)への技術の提供又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引(以下「技術の提供」という。)及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(定義)

第 3 条 本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「外為法等」とは、外為法、同法に基づく政令、省令及び通達等をいう。
- (2) 「提供・輸出」とは、技術の提供及び貨物の輸出(輸出を前提とする国内取引を含む。)をいう。
- (3) 「技術・貨物」とは、技術及び貨物をいう。
- (4) 「相手先」とは、技術の提供については当該技術を利用する者、貨物の輸出については当該貨物の需要者及び仕向地をいう。
- (5) 「規制技術・貨物」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術及び貨物をいう。このうち、外国為替令(昭和 55 年政令第 260 号)別表の 1 の項から 15 の項までに該当する技術及び輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号)別表第 1 の 1 の項から 15 の項までに該当する貨物を「リスト規制技術・貨物」といい、外国為替令別表の 16 の項に該当する技術及び輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項に該当する貨物を「キャッチオール規制技術・貨物」という。
- (6) 「ホワイト国」とは、輸出貿易管理令別表第 3 に掲げる国をいう。
- (7) 「核兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (8) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (9) 「通常兵器」とは、核兵器等以外の輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項に該当する貨物をいう。
- (10) 「通常兵器の開発等」とは、通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

第 2 章 基本方針

(基本方針)

第 4 条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される提供・輸出は、行わない。
- (2) 提供・輸出について外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って当該許可を取得する。
- (3) 外為法等の遵守及び適切な輸出管理を実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

第3章 組織

(安全保障輸出管理最高責任者)

第5条 本学に、安全保障輸出管理最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

2 最高責任者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 輸出管理の基本方針及び基本施策の決定並びに周知
- (2) 本規程の制定及び改廃
- (3) その他本学の輸出管理の重要事項に関する最終決定

(安全保障輸出管理統括責任者)

第6条 本学に、安全保障輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、総務・財務担当副学長をもって充てる。

2 統括責任者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 次条に定める安全保障輸出管理室の業務の統括
- (2) 本学徹底事項の指示、連絡、要請等
- (3) 第13条第1項による取引審査に係る承認
- (4) その他本学の輸出管理の重要事項に関すること。

(安全保障輸出管理室)

第7条 本学に、安全保障輸出管理室(以下「管理室」という。)を置く。

2 管理室の業務は、次のとおりとする。

- (1) 本規程の制定及び改廃の立案に関すること。
- (2) 本規程に基づく実施手順等の制定及び改廃の立案に関すること。
- (3) 第10条による技術・貨物の該非判定に係る審査
- (4) 第13条第1項による取引審査に係る審査
- (5) 輸出管理に係る必要書類の作成指導に関すること。
- (6) 経済産業大臣の許可申請に関すること。
- (7) 第18条による輸出管理に関する監査の実施
- (8) 第19条による輸出管理に関する教育の計画策定及び実施
- (9) 法令改正等の連絡事項の周知徹底
- (10) 第9条に定める安全保障輸出管理責任者等に対する報告等の要求、調査の実施又は改善措置の指示に関すること。
- (11) その他輸出管理に関し必要な事項

3 管理室に関する事務は、研究国際部研究支援課の協力を得て、研究国際部国際交流課において処理する。

(安全保障輸出管理室長)

第8条 管理室に、安全保障輸出管理室長(以下「管理室長」という。)を置き、研究国際部長をもって充てる。

2 管理室長の業務は、次のとおりとする。

- (1) 統括責任者の補佐及び管理室の業務の掌理
- (2) 第10条による該非判定の最終決定

(安全保障輸出管理責任者)

第9条 別表に掲げる組織等に、安全保障輸出管理責任者(以下「責任者」という。)を置き、同表に定める者をもって充てる。

2 責任者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 管理室からの指示、連絡、要請等の周知徹底

- (2) 輸出管理業務の推進
- (3) 次条による技術・貨物の該非判定に係る確認
- (4) 第13条第1項による取引審査に係る確認
- (5) 第19条による輸出管理に関する教育

第4章 手続

(該非判定)

第10条 提供・輸出を行う場合には、別に定めるところにより、リスト規制技術・貨物に該当するか否かの判定(以下「該非判定」という。)を行う。

2 該非判定に関し不明な点又は疑義があるときは、統括責任者の確認を得るものとする。

(相手先の確認)

第11条 提供・輸出を行おうとする者は、相手先の概要、事業内容、教育研究内容等について、以下の項目に該当するか否かを確認する。

(1) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に記載されている。

(2) 核兵器等の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。

2 前条に定める該非判定の結果非該当と確認され、かつ、相手先の所在がホワイト国である場合には、前項の確認は不要とする。

(用途確認)

第12条 提供・輸出を行おうとする者は、その提供・輸出を行おうとする技術・貨物の用途について以下の項目に該当するか否かを確認する。

(1) リスト規制技術・貨物について

ア 核兵器等の開発等に用いられる、用いられるおそれがある、又は用いられる疑いがある。

イ その他の軍事用途に用いられる、又は用いられる疑いがある。

(2) キャッチオール規制技術・貨物について

ア 核兵器等の開発等に用いられるおそれがある。

イ 通常兵器の開発等に用いられるおそれがある。

2 第10条に定める該非判定の結果非該当と確認され、かつ、相手先の所在がホワイト国である場合には、前項の確認は不要とする。

(取引審査)

第13条 提供・輸出の内容が以下に該当する場合、提供・輸出を行おうとする者は、責任者に取引の審査を申請するものとする。この申請に基づき、統括責任者は、当該取引を行うか否かの最終判断を行う。

(1) 第10条の該非判定の結果、当該技術・貨物が外国為替令別表の1の項から15の項まで、輸出貿易管理令別表第1の1の項から15の項までに該当する場合

(2) 第11条第1項各号のいずれかに該当する場合

(3) 前条第1項各号のいずれかに該当する場合

(4) 経済産業大臣から許可申請をすべき旨通知を受けた場合

(5) 第1号から第3号までに該当するか否か不明の場合又は疑義がある場合

2 国内取引であっても、提供・輸出されることが明らかな場合には、前項と同様の手続を行う。

3 提供・輸出を行おうとする者は、統括責任者の承認を得ることなく、提供・輸出を行ってはならない。

4 取引の承認を得た後、追加的に提供・輸出が発生した場合は、別途当該提供・輸出の可否につき第1項により審査及び承認を求めるものとする。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第 14 条 前条における承認を得た後、経済産業大臣の許可を受けなければならない提供・輸出については、最高責任者は、経済産業省指定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

2 提供・輸出を行おうとする者は、外為法等に基づく許可が必要な提供・輸出については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該提供・輸出を行ってはならない。

(契約書への明示)

第 15 条 提供・輸出を行う場合は、原則として契約書等の書面による約定の取り交わしを行わなければならない。これらの契約書等には、原則として、経済産業大臣の許可を受けなければならない提供・輸出については、許可を取得するまでは発効しない旨又は許可を取得できないものは本契約の対象から除く旨並びに核兵器等の開発等及び通常兵器の開発等に転用しないこと及び許可の条件を遵守することを明示し約定するものとする。

第 5 章 技術の提供及び貨物の出荷の管理

(技術の提供管理)

第 16 条 技術の提供を行おうとする者は、次に掲げる事項を最終確認した上で、提供を行わなければならない。

(1) 第 10 条から第 13 条まで及び国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理実施手順(以下「実施手順」という。)に定める手続が終了し、内容に変更がないこと。

(2) 経済産業大臣の許可を受けなければならない技術の提供については、当該許可を得ていること。

(貨物の出荷管理)

第 17 条 貨物の輸出を行おうとする者又は貨物の出荷の担当者(以下「貨物の輸出・出荷担当者」という。)は、次に掲げる事項を最終確認した上で、輸出を行わなければならない。

(1) 第 10 条から第 13 条まで及び実施手順に定める手続が終了し、内容に変更がないこと。

(2) 経済産業大臣の許可を受けなければならない貨物の輸出については、当該許可を得ていること。

(3) 出荷される貨物が、出荷書類の記載内容と同一のものであること。

2 貨物の輸出・出荷担当者は、出荷時に前項の確認ができない場合は、直ちに輸出手続を取り止めて、責任者及び管理室へ報告する。

3 貨物の輸出・出荷担当者は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに責任者及び管理室に報告しなければならない。

4 管理室は、前項の報告を受けた場合には、事実関係を把握し、輸出通関停止の指示を含む適切な措置を講ずる。

第 6 章 監査

(監査)

第 18 条 管理室は、本規程及び実施手順に定められた諸手続が適正に実施されていることを確認するため、輸出管理に関する監査を定期的に行うものとする。

第 7 章 教育

(教育)

第 19 条 管理室及び責任者は、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、提供・輸出の業務に携わる者に対し、輸出管理に関する教育を計画的に行う。

第 8 章 文書管理

(関連書類の管理)

第 20 条 規制技術・貨物の提供・輸出に係る文書又は記録媒体を、作成・取得を行った日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して、10 年間保管するものとする。

第 9 章 報告

(報告)

第 21 条 外為法等若しくは本規程に違反する事実又は違反のおそれがあることを知った者は、その旨を責任者及び管理室に速やかに報告しなければならない。

2 管理室は、報告の内容について違反する事実の有無を調査し、外為法等に違反する事実を確認した場合には、速やかに統括責任者に調査結果を報告する。

3 統括責任者は、前項の報告があった場合には、管理室に対応を指示するとともに、最高責任者にその旨を報告する。

4 最高責任者は、前 2 項の報告があった場合には、学内の関係部署に対応措置を指示し、遅滞なく経済産業省等の関連行政庁に報告するとともに、再発防止のために適切な処置を講ずる。

第 10 章 罰則

(罰則)

第 22 条 故意又は重大な過失により本規程に違反した者及び関係者は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則等による処分の対象とする。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 23 条 本規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

別表(第 9 条関係)

組織名	安全保障輸出管理責任者
監査室	監査室長
戦略企画課、女性未来育成機構、イノベーション推進機構及びテニユアトラック推進機構	戦略企画課長
学務部、大学教育センター、保健管理センター、アグロイノベーション高度人材養成センター及び環境リーダー育成センター	学務部学生総合支援課長
研究国際部、図書館、先端産学連携研究推進センター、国際センター、総合情報メディアセンター及び学術研究支援総合センター	研究国際部研究支援課長
総務部及び科学博物館	総務部総務課長
財務部及び環境安全管理センター	財務部財務課長
府中地区事務部、農学研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(附属施設を含む。)	府中地区事務部事務長
小金井地区事務部、工学研究院、工学府、生物システム応用科学府及び工学部(附属施設を含む。)	小金井地区事務部事務長